

琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際 の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文 書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867

24

安全保険に関する日米新条約案(三二一、四)に
関する説明

一大臣 (土官) 一二次官

三二一一 五六米保長

三米石井

四次官

一大臣

二ノイル

六岁參

七條參

八條參

九條參

十條參

十一條參

十二條參

十三條參

十四條參

十五條參

十六條參

十七條參

十八條參

十九條參

二十條參

二十一條參

二十二條參

二十三條參

二十四條參

二十五條參

二十六條參

二十七條參

二十八條參

二十九條參

三十條參

三十一條參

三十二條參

三十三條參

三十四條參

三十五條參

三十六條參

三十七條參

三十八條參

三十九條參

四十條參

四十一條參

四十二條參

四十三條參

四十四條參

四十五條參

四十六條參

四十七條參

四十八條參

四十九條參

五十條參

五十一條參

五十二條參

五十三條參

五十四條參

五十五條參

五十六條參

五十七條參

五十八條參

五十九條參

六十條參

六十一條參

六十二條參

六十三條參

六十四條參

六十五條參

六十六條參

六十七條參

六十八條參

六十九條參

七十條參

七十一條參

七十二條參

七十三條參

七十四條參

七十五條參

七十六條參

七十七條參

七十八條參

七十九條參

八十條參

八十一條參

八十二條參

八十三條參

八十四條參

八十五條參

八十六條參

八十七條參

八十八條參

八十九條參

九十條參

九十一條參

九十二條參

九十三條參

九十四條參

九十五條參

九十六條參

九十七條參

九十八條參

九十九條參

一百條參

一百零一條參

一百零二條參

一百零三條參

一百零四條參

一百零五條參

一百零六條參

一百零七條參

一百零八條參

一百零九條參

一百零一〇條參

一百零一〇一條參

一百零一〇二條參

一百零一〇三條參

一百零一〇四條參

一百零一〇五條參

一百零一〇六條參

一百零一〇七條參

一百零一〇八條參

一百零一〇九條參

一百零一〇一〇條參

一百零一〇一〇一條參

一百零一〇一〇二條參

一百零一〇一〇三條參

一百零一〇一〇四條參

一百零一〇一〇五條參

一百零一〇一〇六條參

一百零一〇一〇七條參

一百零一〇一〇八條參

一百零一〇一〇九條參

一百零一〇一〇一〇條參

一百零一〇一〇一〇一條參

一百零一〇一〇一〇二條參

一百零一〇一〇一〇三條參

一百零一〇一〇一〇四條參

一百零一〇一〇一〇五條參

一百零一〇一〇一〇六條參

一百零一〇一〇一〇七條參

一百零一〇一〇一〇八條參

一百零一〇一〇一〇九條參

一百零一〇一〇一〇一〇條參

一百零一〇一〇一〇一〇一條參

一百零一〇一〇一〇一〇二條參

一百零一〇一〇一〇一〇三條參

一百零一〇一〇一〇一〇四條參

一百零一〇一〇一〇一〇五條參

一百零一〇一〇一〇一〇六條參

一百零一〇一〇一〇一〇七條參

一百零一〇一〇一〇一〇八條參

一百零一〇一〇一〇一〇九條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇二條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇三條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇四條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇五條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇六條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇七條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇八條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇九條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇一條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇二條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇三條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇四條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇五條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇六條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇七條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇八條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇九條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五條參

一百零一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六條參

一百零一

〇には斯る規定があるが、米韓、米台、米比条約には存しない。)

と考へられるので本案では削つてある。

四米案第三条（相互協力条項）

(1) 本条は「自助及び相互援助に基礎を置く集団的取極」に言及した相互援助に関するヴァンデンベーグ決議の精神を認つたもので、米側は極めて重視する所と認められ、特に日米間の場合には我方に於て海外派兵を行はず等の制約がある為め米政府の国内説得の見地よりは其の比重が一段と大であることも察せられる。

(2) 他方 我国の憲法解釈上日本自身の直接防衛^{以外}の目的の為め

(1) の防衛力は認められないとすれば本条により我が日本の自衛の為めのみならず「米国の防衛のために防衛力を維持育成する」義務を負うと云々風に解されるとときは憲法違反となる。同様の問題は相互防衛援助協定の国会審議の際非常な問題となつた経緯あり、依て国内的には本条を削除することを条約全体の為めに適當とする。

(2) 斯くて本条は本案では削つてあるが、(1)国内的には之を削除ある方がよいことは明らかであるとしても、(2)米側に之を撤回せしめるることは、米側特に国防省方面及び米議会の関係で尠らざる困難あるべきのみならず、日本は相互援助の精神を容れざるや、又日米共同防衛の気持がありや否やを疑はしめるに至る情

惧なしとせず(3)尚本条は安保条約前文に代つてM.S.A協定の基礎となるべきものであり、我方防衛庁方面に於て斯の種規定の削除がM.S.Aに響くこと^(モ)懼れることあるべきは留意の要あり、何れにせよ本条の取扱は慎重に考へる必要がある。

尚本条を存置する場合も、破壊活動に関する後段は、(1)国内

に無用の刺戟を与へる惧あり、(2)武力攻撃は間接侵略を含むと解し得べく、更に(3)米側の解釈では本段は安保条約第一條の如く間接侵略に対する対抗措置を意味するものでないとのことであるので、之を削ることが適当と思はれる。

卷之三

前文新第五項を承け、米英第四条の後段既定権利の尊重の旨

る実質的協議を別掲せるものである。

- (4) 前文第四項（日本防衛）及第五項（極東の平和と安全）を承け、米軍の駐留、基地使用を規定するものである。

卷之三

- (4) 本条は、条約地域（援助義務の発動する被攻撃対象）に関する

七
第四条

容は憲法の制約に従うこととしているが、
其後の話合に於て米側は条約地域を日本及沖縄小笠原と
することも考慮し得べしとの態度を示している。

(四)

1. 本案は憲法上及び現実の事情に鑑み最も事実に則して表現
せるものであつて、即ち

1. 第一項に於て米国の日本援助義務を規定し、(但し表現
は行政協定第二十四条を探つてあるが、米側は米案の如き
通常の表現を好むであろう。)

2. 第二項は沖縄小笠原に關し、防衛責任は専ら米国にある
も、場合に応じ我方も米國と協議の結果に基き直接防衛す
ることある旨旨を謳つている。

(五)

1. 本条の取扱は極めて慎重なるを要する処、

1. 条約地域に太平洋(或は西太平洋)の米属領を含めることが
は米側も形式上相互援助を貢く為めてあつて我方にとり対質
的の問題は生ぜず、又条約の存続を沖縄小笠原の地位如何と
無関係ならしめ得べく、安定性ある相互援助型の条約として
米側が依然として最も希望する所である。

2. 現在迄米側が明らかにした所では、条約地域から米属領は
外すとしても沖縄小笠原を含めることは強い要件としてお
り、表現に就ては「共通の危険に対処する為め憲法の手続に
従ふアクトする」を強く強いてゐるが、沖縄小笠原に就ては
現在の地位を前提としているから、日本の与へる援助内容は

憲法の範囲内なることを明にする為め、「憲法の規定と手続に従い」とすることには同意している。条約地域を日本及び沖縄小笠原とするときは、

A、米属領を含める心理的困難を回避しつつ米側と妥結に達する見込あるも、

B、援助内容に関する憲法上の制約の点を除き、日本本土としては米領土を含める場合と全く同様である。)

○、建前上沖縄小笠原は米領土として入る説であるから、沖縄小笠原の地位が變る場合(は其の其體を失ふこととする)は、は其の其體を失ふこととする
条約を改める必要が生ずべく、此の点は期限の問題と結び付いて来る。

3. 本案に依ると吉は、

A、事実を最も正確に写したものなるが故に国内に対する説明は最も容易であるが、

B、本案では相互援助の形は極めて稀薄であつて之を基礎として米側と妥結に達する見込乏しく、(既に十月二十八日の山田次官米大使会談の際先方は条約地域を日本のみに限定することとの不可なる所以を明にしてるので、改めて大臣から再び提案すること自体慎重を要すべし。)

○、沖縄小笠原の地位が變る場合は条約は名実共に米國の日本防衛義務対日本の基地供与の均衡になつて其の基盤を失ふことなく半側から見れば以上は

本件と本筋の事項は条約地域を日本及沖縄小笠原とする

場合と同様である。

場合と同

(游向題於)

八
第五条

米案

九
第六条

米案

卷之三

三

卷十

卷之二

シ
ン

一一九

卷之二
本案

三

珍

10

印象及議論を招く懐あるに因り、期限を五年とし、爾後一年の予告で失効せしめ得る形とした。但し米側は原案の如く十年を強く要望するものと判断される。

(4) 第三項は安保条約の失効条項の字句の一部を活かしたものである。但し此の点は本条約が国連の措置に代るものなりや補充するものなやの問題を包藏する。

一三 議定書

米案フォーミュラを議定書の形とせるものである。尚米案では「共同協議事項とする」とあるのを「協議の上実施する」と改めてより明確な表現を試みている。

一三 行政協定

(1) 現行行政協定は安保条約と共に失効するが、新条約下に於ても同様な協定が必要であり、此の問題に付、米側は新条約になつたが為めに必然的に修正を要する点を修正^{アリ}した上、現行協定を其の靈活化することを期待している。

(2) 新行政協定は、従来の経緯に鑑み、国会の承認を求める必要ありと考へられる。而して其の方法としては、

1、此の際改めるべき点は改めて永続的な新協定として国会に提出する。

2、必然的な修正（前文、第二十四条削除等）及び最少限の修正（分担金廃止、施設の共同使用等を検討する）を行つて當分之によるとして国会に提出する。

3、現行協定に必然的な修正のみを加へたものを暫定的に導用し、追て所要の改訂を加へると云ふことで国会に提出する。等の方法が考へられるが、これは時間的に不可能なるのみならず新協定と云つても実質的にはと相似たものなるべく、これは近く全面的改訂が行はれるとの行き過ぎた期待を生ぜしめて後方に至つて政府を窮地に陥れる惧あり、出来るならば2が適当であると思はれる。